

大宮グランドセントラルステーション推進会議まちづくり推進部会設置要綱

(設置)

第1条 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の策定等に関し、専門的知識を有する者、地元まちづくり団体等から意見を聴取するために大宮グランドセントラルステーション推進会議設置要綱第6条第1項に基づく部会として、大宮グランドセントラルステーション推進会議まちづくり推進部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想のまちづくりに関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地元まちづくり団体に属する者
 - (3) 市職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。
- 2 上記に掲げる者以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
 - 3 委員の任期は、3年とする。
 - 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
 - 5 第1項第2号から第4号までに掲げる委員に事故等があるときは、当該団体内においてその者の職務を代理し、又は補佐する者は、部会に出席し当該団体の意見を表明できる。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議は、原則非公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日より施行する。